

Q533. 能力不足を理由に解雇したい場合、どのような点に着目して検討すればいいですか。

勤務成績・態度が不良で、職務を行う能力や適格性を欠いているという場合、

- ①使用者と当該労働者との労働契約上、その労働者に要求される職務の能力・勤務態度がどの程度のものか
- ②勤務成績、勤務態度の不良はどの程度か
- ③指導による改善の余地はあるか
- ④他の労働者との取扱いに不均衡はないか

という点に着目して検討していくことになります。

解雇をする場合には、客観的に合理的な理由があることが要求されていますので、当該労働者が能力不足であることを客観的な資料に基づいて証明する必要があります。単に仕事ができないなどという主観的な理由に基づく解雇は無効です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成